



消費税…Q&A



Q 棚卸資産の調整計算とは…

(本則課税適用者のみ)

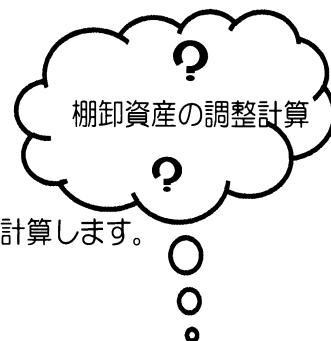
《 Q 》 私は小売店をいとなんております。平成21年分の課税売上が1,000万円を超えたので、平成23年分から初めて消費税の課税事業者となりました。

新たに課税事業者になった事業者は、棚卸資産の調整が必要のようですが、具体的にどういうことでしょうか



《 A 》 免税事業者であった平成22年以前に仕入れた商品のうち、平成22年の期末棚卸商品については、

平成23年中に仕入れたものとみなして、課税仕入れに係る消費税額を計算します。



《 解説 》

消費税の申告は、その年中の課税売上と課税仕入を基に計算するのが原則です。

このような原則で計算した場合免税事業者であった年に仕入れた商品が在庫として残り、課税事業者になった期間で販売されると売上に係る消費税だけを申告することになってしまいます。



そこで、免税事業者が新たに課税事業者になる場合には、免税期間中に仕入れた商品のうち、その免税事業者であった年の年末に在庫となった商品について課税事業者となった年中に仕入れたものとして申告する特例が設けられています。

反対に……

平成23年が課税事業者で、平成24年が免税事業者となる場合は、平成23年の年末に在庫となった商品は平成23年分課税仕入れ等の税額から除かなければなりません。

☆ ワンポイント ☆

消費税の申告は、課税期間の2年前の課税売上が基準です。

例えば、23年度の課税売上が980万円であっても、基準期間である21年度の課税売上が1,000万円を超えていれば、23年度の申告が必要になります。

ついうっかりに気をつけましょう！